

第42回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成27年2月24日（火）17:15～17:42
2. 場所：中央合同庁舎第4号館1階全省庁共用108会議室

○司会 お待たせいたしました。

それでは、お時間になりましたので、第42回規制改革会議の岡議長の記者会見を始めたいと思います。

まず、議長から本日の議論の模様について説明をいただき、その後、質疑応答ということで進めていきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、こんばんは。

冒頭、私の方から今日の会議の概要について御説明させていただいて、後ほど皆さんからの御質問を受けたいと思います。

本日の最初の議題は「地域活性化に寄与する規制改革」ということで、具体的な中身としましては、建設業許可基準の見直し。さらに具体的に申し上げますと、経団連の方から御要望についての説明をしてもらったわけでありますが、1点目は建設業許可の経営経験要件「5年以上」という要件の緩和。2点目は「役員」の定義があるわけですが、その「役員」に一定の要件を満たした執行役員を追加してほしいという、2点の御要請がございました。これに対して、国交省の方から御説明をいただき、意見交換をしたわけであります。

本日の会議のポイントだけ申し上げますと、建設業法の業種区分には28業種あるのですが、許可を得ようとする建設業の経営経験が5年以上ある方が役員の中に1人、しかも常勤でいなければいけないという要件があるわけでありますが、この点について、経団連は緩和してほしい。国交省からは、その必要性を説明いただいた後に、議論したわけですが、多くの委員から、なぜそういう要件が必要なのかよく分からない。なぜ建設業だけがそうなのだ。他の業界でそういうものはあるのかということに対して、明確な回答をいただけませんでした。また、海外ではどうかということについても、手元に情報がそろっていないということで回答をいただけませんでした。要は、日本の建設業における極めて特異な要件ではないのかと私どもは受け止めました。国交省の説明は、建設業は「一品ごとの注文生産」で、出来上がらなければ物が見えない。したがって、発注者の権利をきちんと守らなければいけないということが主たるものでしたが、それは建設業に限ったことではないのではないのかという意見が結構出されて、今日のところは、会議としては、この要件について理由が今一つ納得できないので、継続議論をさせていただきという形で終わっております。

2つ目の議題が「多様な働き方を実現する規制改革」でございます。このテーマにつき

ましては、規制改革会議の今期の主要テーマの一つでございまして、今まで数多くの方々からのヒアリングの場を設けてやってまいりました。また、先日、このテーマで公開ディスカッションも実施いたしました。そこでも多くの方々からたくさんの意見をいただいたわけでございます。本日の会議におきましては、今までいろいろ聴かせていただいた多くの方々の意見を踏まえて、規制改革会議として、どういう視点でこのテーマに取り組んでいくかという部分と、その上でどういう課題に取り組んでいくかということについての論点整理をしたペーパーをベースに、会議の中で委員間で意見交換をしました。基本的に、このような内容でよろしいのではないかという形になりましたので、今後、この論点に基づいて、会議の中で議論をさらに深めて、6月の答申に向けて取りまとめていきたいと考えております。

3つ目の議題は「老朽化マンションの建て替え等の促進」であります。本件は重点的フォローアップ項目の一つでございます。昨年6月の閣議決定、実施計画に基づいて法案化された内容について、国交省の方から御説明をいただいたわけでありまして。今回の改革のポイントは、耐震性不足の老朽化マンションの建て替えを促進する目的で、マンション建替法が改正されて、マンション敷地売却制度が創設されたことが一つであります。これは、マンションの住人の5分の4以上の賛成をもって、そのマンションと土地をまとめて組合が一括して売却する。したがって、マンションがお金に変わるわけです。住人がそのお金を受領して、その後、どういうものをつくるかはディベロッパーが決めるわけですが、出来上がったマンションに入る方もいるでしょうし、他に移る方もいる。いずれにせよ、そのような売却方式を導入することによって、耐震性不足のマンションの建て替えを促進しようということでございます。

国交省の説明によりますと、昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建設されたマンションは約106万戸あるそうです。このうち、実際に耐震不足と見なされるものが約6割あるそうです。今回の制度によって、そのうち2割から3割ぐらいの建て替えが促進されるであろうという説明でございました。

もう一つ、今回の制度には「容積率の緩和特例」というものが一緒に付いております。これによって、さらに建て替えが促進される効果があるだろうということでございます。

これに対して、私どもは、昨年6月の実施計画に基づいた法改正によって、耐震性不足のマンションの建て替えが進むことが期待されるという意味では、一定の評価が与えられると、まず評価をいたしました。

ただ、まだまだこれでは十分ではないのではないかと。106万戸の旧耐震基準による老朽化マンションが大分残るわけでありまして。今、申し上げたほとんどが都心の一棟建てのマンションになるケースが多いわけでありまして。郊外の団地型につきましても、国交省で検討会を立ち上げ、建て替え促進の検討に着手しているという説明をいただきましたので、そちらの検討も期待されるところでありますが、ちょうどその狭間に落ちる「都心の一棟建て」で「耐震不足とみなされない旧耐震基準のマンション」というものが残るわけであり

ます。この辺について、今後の課題として、前向きに積極的に取り組んでいただく必要があるのではないかとということで、会議としては、新たなテーマになりますので、今期の6月の答申項目の一つとして取りまとめることになるのかどうか、これからの検討次第でございますが、今後の課題としてそういうものが残っているなという問題意識が一つ。

もう一つは、マンション敷地売却制度の場合も、5分の4以上の賛成ということになっているわけです。これは、平成25年改正の耐震改修促進法のときは過半数でよかったのですが、今回は5分の4以上という形で、区分所有法の建て替え要件の5分の4以上と同じになっているので、今後の課題の一つとして、先ほど私が申し上げたことに加えて、5分の4以上というところについてのさらなる検討も必要ではないか。そうすることによって、より建て替えが促進されていくことが期待できるのではないか。このような意見を表明させていただきました。

次に、議題4は「規制改革のホットライン」でございます。これも毎回毎回でございますが、直近のところを整理させていただきました。ホットライン創設以来、今年1月末現在で3,389件の要望が届けられたということと、所管省庁に都合1,888件の回答を求めたということでございます。これは全部、お手元の資料でございますので、個別の質問があれば後で受けさせていただきます。

最後の議題5は「規制レビュー」でございます。これもお手元の資料5でございますとおおり、各省庁の規制シートの作成状況は、26年が15件、27年の予定が17件という形になっております。これについて補足説明をさせていただきます。前にも申し上げましたけれども、この規制レビューは今期初めて行うわけでございます。私どもとしては、規制所管省庁の皆さんに主体的、積極的に規制改革に取り組んでいただきたいという思いから、規制改革会議が要望することとは別に、自発的にどんどん改革してほしい。そのような状態に持っていきたいという考え方から、この規制シートを作成してもらうことになったわけでありまして、しかし、いきなり各省庁の負担が余り過重になってはいけないなど配慮しまして、2つのカテゴリーでスタートしよう。一つは、規制改革ホットラインに寄せられて、所管省庁にぶつけて回答をいただいたけれども、その回答では規制改革会議としてはまだ納得できない。もう一度考えてもらわなければいけないという項目について規制シートを作成していただくというカテゴリーが一つ。もう一つのカテゴリーは、27年度に見直し期間が来るテーマのうち、課長通達以下のものに絞り込んで規制シートを出していただく、この2つのカテゴリーでお願いしたわけでありまして。そうしたところ、今、申し上げたように大変少ない数になってしまったということでございますが、後で分かったことなのですけれども、27年度はたまたま見直し期間が来る項目が大変少ない年度であったということが事実としてあった。今、28年度、要は1年後だったらどうなのかということをご各省庁に確認しております。

私どもとしては、これを徐々に対象を広げていくことはもう見えている姿なのですけれども、どのようなスピードで拡大していくかについては、これから検討していこうという

ことをございまして、28年度だったらどういうことになるのかということの一つの判断材料にして、それでも少ないのであれば、課長通達だけではなくて、もう少し上位のところまで対象を広げることも考えているわけであります。

私からの概要説明は以上でございますので、これからは皆さんからの御質問にお答えしたいと思います。どうでしょうか。

○記者 多様な働き方のことに関してなのですが、「今後の課題」の中で、雇用管理の内容や実情の情報が広く開示される仕組みの整備とあるのですが、先日の公開ディスカッションの中では、例えば、育休などの情報を企業に開示したらどうかとおっしゃる方がいた一方で、経団連の方はちょっと慎重な考えを示していましたけれども、この点について議長の現段階での考え方はいかがでしょうか。

○岡議長 これは、もう少し議論を詰めなければいけないのですが、私自身としては、先日の公開ディスカッションの時もちょっと触れましたけれども、今の大きな環境変化の中で、企業の立場からも、より優秀な人材に来ていただくためには、多様な働き方を許容していくと言いますか、もっと積極的に言えば、多様な働き方を企業側も活用することが必要なのだろうということが一つ。

もう一つは、条件も含めてですけれども、企業がどのような働き方を認めているかという情報を提示することが、その企業により多くの方々に来ていただけることにつながるであろうという考え方を私は持っております。

したがって、この情報開示を義務化するという考え方もあるわけでありましたが、私はむしろ企業の立場から積極的にやっていくことになるのではないかと考えております。そのようなことを考えながら、もう少し詰めていって、どのような制度にするのかということについては、今日現在、まだ決まっておられません。しかし、働き手の方から見ても、そういう情報が見えることは大変結構なことだし、一方、企業側にとっても、今、申し上げたような趣旨から、開示していった方が自分たちにとってプラスだということになっていくのではないかという思いがしております。

○記者 と言いますと、情報開示の実効性の部分については、企業側に義務づけるかどうかという方向性はまだ決まっていないと。

○岡議長 まだ決まっておられません。これから検討を進めていくテーマだと思っております。

○記者 もう一点なのですが、また、「今後の課題」の中で、多様な働き方に柔軟に対応できる雇用法制の抜本的見直しとあるのですが、これは、例えば、労働基準法などを念頭に置いていらっしゃるのですか。

○岡議長 これも正にこれからですけれども、ここで申し上げたいことは、ここに書いてあるとおり、雇用関係の法制については、これまで継ぎ接ぎで来たようなところがあるのではないかと。一度全体を見て、どのような形にすることが、働き手にとっても、企業側にとってもプラスになるのかといった観点から検討すべきではないのでしょうかということ

を申し上げているのであって、その対象として、どの法律をどうするというは正にこれからでございます。

○記者 最後に、この多様な働き方の答申までのスケジュール感なのですが、あと何回会議を開くとか、どういう作業をしていかれるかについて決まっているところを教えてください。

○岡議長 私どもとしては、少なくとも本会議であと数回やりたいと思っていますし、場合によっては、本会議以外のところでも、雇用ワーキング・グループの皆さんの御協力を得ながら何回か議論を深めていただくことも必要だろうと思っております。

○記者 同じく雇用のところなのですが、「今後の課題」の2つ目の○で、転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備が必要ではないかという部分なのですが、私も余り詳しくないのですが、例えば、スキル形成で言うと、今でもスキルアップ助成金とかという制度があると思うのですが、そういった制度ではまだ不十分だと皆さんでお考えなのか。

あと、6月までにまとめるのは、形としては、○○という制度をつくるべきであるとか、○○という情報開示の仕組みをつくるべきであるという形でまとめる御予定なのでしょうか。

○岡議長 まず、2つ目の方から申し上げますと、我々としては精力的に議論をするつもりでおります。しかし、これだけ大きなテーマでございますので、6月までにそこまで行けるかどうかについては、現時点では私はまだ確信を持っておりません。したがって、具体的にどこまで行けるかということについては、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。

1つ目については、十分、不十分というよりも、ここに書いてあることが実現できる支援制度をもっと充実させたらどうだろうか。「失業なき労働移動」という言い方もいろいろされますけれども、多様な働き方ということと、移動が自由にできる状態にするためには、いろいろな形でキャリアアップとかが必要になってくる。そういうことがより高いレベルで実現できるようにするために、どういうことが必要かということについて議論を深めましょうということでございます。

○記者 もう一点だけよろしいでしょうか。

規制改革会議と言うと、名前からして、今あるルールについて見直していこうという話が主だと思っておりますけれども、こういった政策提言というところになると、例えば、産業競争力会議との重複もあるかなと思っておりますが、その辺の棲み分けはどのようにお考えでしょうか。

○岡議長 御指摘のとおりでございます。私ども規制改革会議の本来の在り方はこうだというのは私自身も認識しております。しかし、今までやってきたことは、皆さん御存じのように、結構幅広くやってきておりますし、今、おっしゃったように、産業競争力会議との連携については、スタート時からずっとそのような形でやっております。向こうは向こうで雇用関係の分科会が出来上がっておりますので、連携は必要に応じてやらなければい

けないと思っております。連携は産業競争力会議だけではないですね。あとはどのようなところがありますか。

○三浦参事官 もちろん産業競争力会議以外にも、正しく執行している厚生労働省もありますし、内閣府の中でも男女共同参画とかいろいろな観点で、およそ働き方ということに関して言うと、かなりいろいろなところでいろいろなことがされていると思います。

○岡議長 具体的に、幾つか申し上げましたけれども、我々としては関係するところと必要に応じて連携をしていかなければいけないと思います。ただ、政策提言ということになると、我々の立ち位置と近いところとしては、産業競争力会議が一番あり得ると思います。今、三浦参事官が答えたように、他にもいろいろありますから、有村大臣が御担当の女性の活躍とか、そのようなところも絡んでくる可能性も大いにあると思います。そのところは必要に応じて、今は申し上げたいと思います。

○司会 他に何かございませんでしょうか。

○岡議長 ちょっと私の方から、先ほど、老朽化マンションの話を御説明させていただきましたけれども、老朽化マンションの中でも、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建物の中でも、明らかに耐震不足ではないかと判定できるものが約6割、60万戸ぐらいあるという認識の下で、国交省も、命に関わるテーマでございますので、できるだけ建て替え、あるいは改修が進むようにと、大変前向きに取り組んでいると私自身受け止めました。

改修の部分の25年度の法改正、あるいは今回の売却というやり方で促進するようにしていこう。団地型についても検討会で今検討が進んでいるということで、私は前向きに取り組んでいると思いました。しかし、まだまだ十分ではないという思いから、先ほど申し上げたように、規制改革会議としては、今回の法改正に基づく行動は評価すると同時に、今後の課題として、さらなる検討と言いますか、その必要性も訴えたということを繰り返しますけれども、申し上げたいと思います。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

○司会 それでは、これで記者会見を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。